

放送大学附属図書館長選考規程

平成 5 年 1 月 20 日

放送大学規程第 6 号

改正 平成 15 年 10 月 1 日、令和 2 年 9 月 23 日

(目的)

第 1 条 この規程は、附属図書館長（以下「館長」という。）の候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(館長候補者の選考)

第 2 条 館長の候補者（以下「館長候補者」という。）の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に当たっては、評議会の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第 3 条 館長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 館長の任期が満了するとき。
- 二 館長が辞任を申し出たとき。
- 三 館長が欠員となったとき。

2 前項の選考は、同項第 1 号の場合は、原則として任期満了の 1 月以前に、同項第 2 号又は第 3 号の場合は、その事由が生じた後速やかに行うものとする。

(再選考)

第 4 条 館長候補者が辞退し、又は館長に就任することができなかつたときは、前 2 条の規定により再選考を行う。

(任期)

第 5 条 館長の任期は 2 年とし、再任されることができる。ただし、引き続き 6 年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、館長が任期の途中において放送大学の教員等の任期に関する規則（令和 2 年放送大学学園規則第 1 号）第 3 条第 1 項、第 6 項又は附則第 2 項の規定による任期の満了により退職することとなる場合は、前項の任期は当該退職の日までとする。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 5 年 1 月 20 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日以降就任する館長候補者の選考から適用する。

附 則（平成 15 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 23 日）

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。